

入札説明書

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の「PCシェアロッカー導入契約」に係わる入札公告（令和3年9月24日）に基づく入札等については、機構の関係規程に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

第1 契約に関する事項

1. 契約職

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 理事長代理 中村 貴志

2. 内容

- (1) 件名：PCシェアロッカー導入契約
- (2) 業務内容：PCシェアロッカーを購入し、機構内に設置するもの
- (3) 契約期間：契約締結日の翌日から90日以内

3. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構契約事務取扱規程（平成17年規程第23号）第5条に規定される事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。ただし、未成年者、被補佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 令和1・2・3年度（全省庁統一資格）「物品の販売」及び「役務の提供」のA、B、又はCの等級に格付けされた、物品・役務の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 官庁から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間に該当しない者。

第2 入札に関する事項

1. 競争参加資格の確認

(1) 競争参加資格を証明する書類の提出方法について

① 提出期限

令和3年10月19日（火） 必着（電子メールの場合は17:00）

② 送付先

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
横浜三井ビルディング5階

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 経理部経理課 松永 宛
E-mail : kiko_keiyaku@jehdra.go.jp

- ③ 提出書類
 - ・参加意思確認書（入札説明書様式第7）
 - ・資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ④ 提出時の注意事項
 - 提出は郵送（一般書留又は簡易書留）もしくは電子メールに限る。持参、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による提出は認めない。
 - 一旦受領した競争参加資格の確認のための書類は返却しない。
 - 一旦受領した競争参加資格の確認のための書類の差し替え及び再提出は認めない。

【郵送時の注意】

- 封筒に「件名」と「競争参加資格在中」を記載すること。
- 競争参加資格の確認のための書類の作成及び郵送に要する費用は、提出者の負担とする。

【電子メールの注意】

- 件名は「【競争参加資格提出】件名：PCロッカー」とすること（青字部分のみ記載）。
 - 添付するファイルの形式はPDFに限る。
 - メール末尾に署名を必ず記載すること。
 - 機構からの受領等の連絡（返信）は行わない。
- ⑤ 競争参加資格確認の連絡について
受領した競争参加資格について、認められない場合のみ機構から連絡をする。

2. 入札書及び入札

- (1) 入札書について
- ① 入札金額は総価で行う。
 - ② 入札書の記載数字は、算用数字を用いること。
 - ③ 入札金額は、契約書類（契約書（案）、仕様書及び追録その他これらを補足する書類をいう。以下同じ。）及び内訳書（別添1）により積算すること。なお、入札日の前日までに仕様書等について、修正の通知があったときは、それにより積算すること。
 - ④ 入札書を作成するときは、入札者の住所及び氏名（法人の場合にあっては、商号又は名称及び代表者名）並びにその印章をもって行うこと。
 - ⑤ 入札書は封筒に入れて封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）及び「入札日入札「件名」の入札書在中」と記載すること。

- ⑥ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ⑦ 入札書を提出した後は入札執行の前後を問わず引換え、変更又は取消しをすることができない。

(2) 入札書の提出方法について

≪郵送の場合≫

- ① 入札書の受領期限
令和 3 年 10 月 26 日（火） 必着
- ② 入札書の送付先
〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号
横浜三井ビルディング 5 階
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 経理部経理課 松永 宛
- ③ 郵送時の注意事項
 - 提出は郵送（一般書留又は簡易書留）に限る。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法、入札日以外の入札書の持参による入札は認めない。
 - 封筒に「件名」と「入札書在中」と記載すること
 - 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに開札に参加している入札参加者により再度の入札を行うが、郵送の場合は再度の入札には参加できないので留意すること。

≪持参の場合≫

- ① 入札日時（開札日時）
令和 3 年 10 月 28 日（木） 13 時 30 分
- ② 入札場所（開札場所）
〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号
横浜三井ビルディング 5 階
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 A 会議室
- ③ 持参の際の注意点
 - 新型コロナウイルス感染症対策として、下記事項を遵守すること
 - イ) 入札に参加可能な人数は各社 1 名とする。
 - ロ) 必ずマスクを持参・着用すること。

- ハ) 来所時に手指の消毒を行うこと。
- ニ) 予め検温の上来所すること。
- 入札者は自ら参加できないときは、代理人（復代理人を含む。以下同じ。）を参加させることができるものとし、この場合、代理人に対する委任状（別記様式第2、第3）を機構に提出しなければならない。また、委任状の提出と併せて代理人の身分証明（名刺等）書類を確認する。なお、入札者又はその代理人（以下「入札参加者」という。）は、この調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 開札について

- ① 開札は、入札者又はその代理人全員の入札書が提出されたことを確認した後、直ちに行う。
- ② 開札開始後は入札場所への入場および途中退場することはできない。
- ③ 入札参加者が誰も開札に参加しない場合は、当該入札事務に関係のない機構の職員を立ち合わせて行う。
- ④ 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに開札に参加している入札参加者により再度の入札を行う。なお、開札に参加した入札参加者がいない場合は、日時を別に定めて再度の入札を行う。

(4) 落札者の決定について

- ① この入札説明書第1の3.の競争参加資格を満たし、競争参加資格の確認のための書類を事前に提出の上で入札書を提出した入札参加者であって、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札参加者が直接くじを引くことができないときは、当該入札事務に関係のない機構の職員がこれに代わりくじを引き落札者を決定するものとする。

(5) 入札の無効について

次のいずれかに該当すると認められるときは、その入札を無効とする。

- ① この入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札の条件に違反した者の提出した入札書であったとき。
- ② 入札金額が訂正してあるとき。
- ③ 入札者又はその代理人の記名押印（外国人又は外国法人の場合にあっては、入札者又はその代理人の署名）が欠けているとき。
- ④ 条件が付されているとき。

- ⑤ 同一入札者又はその代理人の入札書が2通以上投入されているとき。
- ⑥ 再度の入札の場合において予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする入札で、前回の最低額と同額又はこれを上回る金額で入札を行ったとき。
- ⑦ その他機構の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき。
- ⑧ 競争に参加する者に必要な資格のないと認められる者が入札を行ったとき。
- ⑨ 同一事項の入札について、入札者又はその代理人が他の入札者又はその代理人の代理をしていると認められるとき。
- ⑩ 明らかに連合によると認められる入札を行ったとき。
- ⑪ 入札を執行する職員の職務の執行を妨害して入札を行ったとき。
- ⑫ その他機構の指示に従わなかったとき。

(6) 入札の辞退について

入札の辞退を希望する場合は、入札辞退届（別記様式第4）により、いつでも入札を辞退することができる。

(7) 公正な入札の確保等

- ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- ④ 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第3 契約書に関する事項

1. 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
2. この競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
3. 契約にあたって使用する契約書は、原則として機構の提示する契約書（案）によるものとし、落札者は機構から交付された契約書（案）2通に記名押印又は署名の上、印紙税

法（昭和 42 年法律第 23 号）に該当する場合には、その 1 通に定める額の収入印紙を貼付し、これに消印又は署名して機構に提出しなければならない。

4. 契約職は、提出された契約書（案）2 通に記名押印したときは、その 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
5. 契約の相手方は、上記の契約書の提出とともに、課税事業者届出書（別記様式第 5）又は免税事業者届出書（別記様式第 6）を契約担当課に提出しなければならない。
6. 契約職が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、この契約は成立しないものとする。
7. 支払条件
契約書（案）のとおりとする。

第 4 質問・問い合わせ先

1. 質問及び回答

入札及び書類に関し質問のある場合には、以下期日までにメールにて質問すること。
なお、新型コロナウイルス感染症対策による変則勤務状況等を踏まえ、質問の受付は全てメールにて行う。

○質問受付期限

令和 3 年 10 月 1 日（金） 17 時 00 分

○問い合わせ先

経理部経理課 松永 E-mail : s-matsunaga285@jehdra.go.jp

※メールの件名は、**【質問提出】件名：PC シェアロッカー** とすること。

※質問は公示資料の「質問書様式」を用いて作成し、メールに添付して提出すること。

○回答について

令和 3 年 10 月 8 日（金）に質問者に対し回答するほか、機構 HP にて公開する。

URL : https://www.jehdra.go.jp/kiko/nyusatsu_koukoku.html

第 5 その他

提出された書類を使用目的以外、提出者に無断で使用することはない。

以上